

26 外国人材の受入れ・共生に向けた環境整備支援の拡充

(法務省)

【提言・提案項目】 制度・予算

国においては、新たな在留資格の創設をふまえ、外国人材の受入れ・共生のための取組を強力に推進していくとされたが、地域における多文化共生社会づくりを一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 外国人との共生社会の実現に向けては、国が責任を持って取り組むこと。また、外国人の受入れおよび外国人が日本社会に適應して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な推進方針を策定すること。
- 2 地方自治体に対し、地域における外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を実施するための財政措置を確実に行うこと。また、財政措置については、その要件や手続等を地方自治体が活用しやすいものとするとともに、適時適切に情報を提供すること。

《現状・課題等》

- 三重県内の外国人住民数は47,671人（平成30（2018）年1月1日現在、総務省）で県人口の2.60%を占めており（全国第4位）、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は2,300人（平成30（2018）年5月1日現在、本県教育委員会）に上っています。また、近年は、外国人の永住化が顕著となるとともに、ベトナム、ネパール、タイ、インドネシアなどアジア諸国からの住民が大きく増加しています。
- 本県や外国人住民が多く在住する県内市町では、日本語教室の開設、日本語指導ボランティアの育成、相談窓口の設置、多言語での情報提供、生活オリエンテーションの実施など、コミュニケーション支援を核とした取組を進めています。
- こうした取組の一方で、日本語が理解できず学校での学習に支障が生じている児童生徒の存在や、言語による意思疎通の困難等から雇用が安定しないといった課題が依然として継続しているほか、外国人への誤解や偏見も、払しょくされているとは言えない状況にあります。
- 新たな在留資格の創設に伴う当面の対策が「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」としてとりまとめられてはいますが、中長期的な視点にたった、国としての多文化共生推進に関する体系的な方針は確立されていません。
多文化共生社会づくりを一層推進するためには、国において、多文化共生施策の経緯および現状を整理し、課題および将来の方向性を含めた、多文化共生施策の具体的な推進方針や目標を設定することが必要です。

- また、受入企業や登録支援機関による日本語習得の支援や日本の生活習慣のガイダンス等が履行されるよう、国が責任を持って制度を運用管理することが必要です。
- 外国人材の受入れが促進されれば、これまで以上に多くの外国人に対し、各種の情報提供や相談対応、日本語学習支援など、地域における多文化共生の取組をより一層進めていくことが求められます。こうした、地方自治体が行う、外国人が安心して暮らすための環境整備への財政的支援の拡充が必要です。

事務担当 環境生活部ダイバーシティ社会推進課

関係法令等 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日）

27 廃棄物の適正処理の推進および不適正処理対策への支援

(環境省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 新たに設置する安定型最終処分場について、展開検査場および浸透水等集排水設備の設置を義務付けるなど、生活環境の保全に配慮した構造基準にすること。
- 2 産業廃棄物処理施設設置許可不要施設について、設置許可を必要とする施設に含めることなどにより、その構造等について具体的な規定を設けること。
- 3 産業廃棄物処理業者への優良認定の付与について、優良認定の取得が促進されるよう、特定不利益処分を受けていない期間を、一律に申請日前5年間とすること。
- 4 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく支障除去対策完了後の跡地の有効利用について、その整備費等を支援すること。
- 5 災害対応を迅速に行うため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における非常災害時の特例措置を拡充するなど、災害廃棄物の処理が円滑に進むように制度を充実すること。

《現状・課題等》

- 1 安定型最終処分場の維持管理において、安定5品目以外の付着や混入がないか否かを完全に把握することは難しく、一旦、地下水が汚染された場合、その状況を改善するには相当の期間と費用が必要です。安定型最終処分場で安定5品目以外の廃棄物の混入による地下水汚染を未然防止するため、展開検査場の確保と浸透水を全面的に集排水できる設備が必要です。
- 2 近年、産業廃棄物の処理方法は多様化しており、廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設以外の施設（設置許可不要施設）を用いた中間処理が増加しています。生活環境保全上の支障の発生を防止し、廃棄物の適正な処理を推進するためには、これら設置許可不要施設（発酵施設や選別施設等）についても、法第15条に規定する産業廃棄物処理施設に追加し、処理施設の技術上の基準を設けるか、廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号に規定する産業廃棄物の処分または再生にあたっての処理基準として、具体的な処理方法や必要な設備の構造を規定することが必要です。

3 産業廃棄物処理業の許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与については、平成 25（2013）年 8 月 27 日付け環産発第 13082712 号の通知が発出されていますが、当該通知に合致しない者（平成 23（2011）年 4 月 1 日以降に 2 回の更新を受けた者、平成 23（2011）年 4 月 1 日以降に初めて許可を取得した者など）は、「従前の許可の有効期間」において特定不利益処分を受けていないことが必要となるため、次回の許可の更新期限まで優良認定を受けることができません。

優良認定業者の育成を図る観点からは、許可の更新期限に関わらず、認定を受ける制度とすることが望ましいと考えます。

4 「負の遺産」を解消するため、平成 25（2013）年度に国庫補助金を受け、地元と共に対策完了後（令和 5（2023）年度以降）の跡地利活用の検討を進めていますが、現状では跡地の整備費に対する支援制度はありません。支障除去対策完了後の跡地利用を早期に行うためには、整備費等に対する支援制度が必要です。

5 東日本大震災における課題等をふまえて、市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例（法第 9 条の 3 の 2）、市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（法第 9 条の 3 の 3）、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例における非常災害のための必要な応急措置の規定の追加（法第 15 条の 2 の 5）などの法改正が行われましたが、平成 29 年台風第 21 号や平成 30 年 7 月豪雨における災害廃棄物の処理において、これらの特例措置では迅速な処理が進まない事例が見受けられました。

このため、「非常災害における災害廃棄物処理の特例措置を拡充する」、「廃棄物処理法等において災害廃棄物として定義し、一般廃棄物または産業廃棄物のいずれかの許可等を有していれば、同施設で処理することが出来るようにする」など、災害廃棄物処理が円滑に進むような制度の充実が必要です。

事務担当 廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム

関係法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

28 私学助成の充実

(文部科学省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 私立高等学校等の経常的経費に対する助成のさらなる充実を図ること。
- 2 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）の算定にあたっては、財源計画に示している国庫補助単価を用いた積算を行うこと。
- 3 「新しい経済政策パッケージ」に記載されている私立高等学校の授業料の実質無償化について、実現に向けて着実に進めるとともに、都道府県や学校に対して早急に情報提供を行うこと。また、無償化に必要な財源は国において確保すること。

《現状・課題等》

- 1 少子化による児童・生徒数の急速な減少により、私立学校をめぐる経営環境は大変厳しい状況であることから、「私立高等学校等経常費助成費補助金」および「私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助（特定教育方法支援事業）」の助成額をさらに引き上げることが必要です。
- 2 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）については、学校種別毎に財源計画としての国庫補助単価を文部科学省が設定し、団体を通じて各学校に示されていますが、実際の補助額は各都道府県の交付実績額に国が設定する圧縮率を乗じて国庫補助額を決定し、交付されています。このため、本県においては、圧縮率を用いて算定される国庫補助額が、各学校に示されている国庫補助単価を用いて算定された国庫補助額より少額になることから、学校現場における不要な混乱を防止するため、生じた差額については厳しい財政状況の中で県費を充当している状況です。また、圧縮率を用いた積算を行うことにより、都道府県によって生徒一人あたりの教育に充当する額に差が生じるという問題点もあります。
このことから、補助金の交付にあたっては、財源計画に示している国庫補助単価を用いた積算を行うよう見直しが必要です。
- 3 「新しい経済政策パッケージ」の中で、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校の授業料の実質無償化について、令和2（2020）年度までに実現すると明記されていますが、保護者負担等の公私間格差を是正し生徒の選択肢の幅を広げる必要がある中、保護者からも授業料無償化について強い要望があることから、実現に向けて着実に進める必要があります。また、その検討状況については、随時、都道府県や学校に対して情報提供が必要です。
国は、現制度を維持し、無償化に必要な財源は全額国において確保する必要があります。

事務担当 環境生活部私学課

関係法令等 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱、高等学校等就学支援金の支給に関する法律

29 性犯罪・性暴力被害者支援の推進

(内閣府)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 性犯罪・性暴力被害者がどこにいても同一の支援を受けることができる、全国統一の支援制度を策定すること。
- 2 性犯罪・性暴力被害者への支援が一層進むよう、地方におけるワンストップ支援センターの状況に応じた財政支援を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 子ども・女性が被害者となる性犯罪や性暴力が後を絶たない中、性犯罪・性暴力被害者等への支援強化等、子ども・女性を守るための環境整備の促進が求められており、国の第4次男女共同参画基本計画において成果目標に設定された「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進」については、昨年中に各都道府県1か所以上の整備がなされています。
しかし、各地方自治体における運営状況には均質性がないことから、相談者がどこに住んでいても同一の支援が受けられるよう、関係省庁と連携した夜間休日コールセンターの共通ダイヤル化等、国により統一された支援制度が必要です。
- 2 本県では、平成27(2015)年6月にワンストップ支援センターとして「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設置し、相談者への支援業務を行っており、積極的に広報・啓発に取り組んできた結果、相談や付き添い支援も増加しているほか、新規相談者も増加するなど相談者が安心して相談できる窓口として認識されつつあります。
しかし、現体制では、全ての相談者の要望に沿った支援ができておらず、また、多様化する相談内容に対応するための相談員のスキルアップや支援体制強化のための環境整備も十分ではないなどの課題が生じています。
同センターの認知度が向上し、さらに相談者の増加が予想される中で、相談者一人ひとりに寄り添った支援を適切に行うための体制強化は不可欠です。相談員の人件費をはじめ、相談員のスキルアップ等人材育成に係る研修費等の経費について、財政負担の軽減や運営の安定化を図るため、地方の実情に応じた国による財政支援の継続と交付金の増額、交付率の引上げ、基準額の撤廃等さらなる財政支援の拡充が必要です。

事務担当 環境生活部くらし・交通安全課

関係法令等 犯罪被害者等基本法、男女共同参画社会基本法、性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付要綱

30 犯罪被害者等支援の推進

(総務省、法務省)

【提言・提案項目】 制度・予算

インターネット上の犯罪被害者等に対する誹謗中傷等、問題のある書込みに対し、速やかに削除することができる法的措置を含め、実効性のある対策を早急に実施すること。

《現状・課題等》

- 本県では、犯罪被害者やその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に寄り添い、途切れのない支援を実施するため、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復または軽減、犯罪被害者等の生活の再建、犯罪被害者等を支える社会の形成の促進を目的とした「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。（平成 31（2019）年 4 月 1 日施行）
- 本条例においては、「二次被害」を「犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう」と定義しています。（全国の犯罪被害者等支援に関する条例制定県のうち、本県と同様に二次被害の定義付けを行っているのは、北海道、埼玉県、福岡県、大分県です。）
- 犯罪被害者等は、偶発的に犯罪に巻き込まれ、直接受けた身体的、財産的被害に加え、インターネット上の誹謗中傷等、問題のある書込みといった周囲からの心無い言動等に苦しめられる二次被害を受けると、さらに大きな精神的苦痛を受けることとなります。特にインターネット上の書込みは、発信力が高いため、より深刻な課題となっています。
- 本条例では、二次被害の防止に関し、県民や事業者の責務として十分な配慮を求めることや県民等の理解の促進を図るための必要な施策（犯罪被害を考える週間の設定や広報啓発）を講じることとしています。また、インターネット上の差別的な書込みに関しては、人権問題の一つとして各地方自治体の自主的な取組が行われているところですが、書込み等の削除について条例で規定することができないことから、国において法的措置も含め、実効性のある対策を早急に講じることが必要です。

事務担当 環境生活部くらし・交通安全課

関係法令等 犯罪被害者等基本法、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

31 気候変動適応の推進

(環境省)

【提言・提案項目】 制度・予算

気候変動適応の取組を促進するため、「気候変動適応法」の規定に基づき実施する地域気候変動適応センターの運営等、地域の適応施策の推進に要する経費について、財政支援措置を講じること。また、国による広報や啓発等の活動を充実させるとともに、地域の実情に応じて国と連携した活動が実施できるよう技術的・財政的な支援措置を講じること。

《現状・課題等》

- 本県では、気候変動適応に関する理解を深め、その取組を促進するため、平成 28 (2016) 年 3 月に県内の気候変動やその影響、適応施策の基本的な方向性等を、「三重県の気候変動影響と適応のあり方について」にとりまとめ、適応施策を推進してきました。平成 30 (2018) 年 12 月 1 日に施行された「気候変動適応法」では、都道府県等において地域気候変動適応計画の策定やそれに基づく施策の推進、地域気候変動適応センター（以下「適応センター」という。）の確保等に努めることが規定されたことから、同法に基づく取組を進めているところです。
- 本県の適応センターについては、地球温暖化防止活動にも携わっている一般財団法人三重県環境保全事業団が、「緩和」と「適応」の両面から効率的、効果的な情報の収集や発信等を行う体制を整備し、平成 31 (2019) 年 4 月から業務を開始しています。
適応センターが業務内容を充実させ、機能を十分に発揮した運営を行っていくためには、適応センターの運営等に対する継続的な財政支援措置の創設が必要です。
- また、気候変動適応の取組を促進するためには、気候変動適応に関して、地域の現状や将来予測、その重要性などの理解を深めることが必要かつ重要であることから、本県では、「三重県気候変動影響レポート 2018～いま始まる適応への挑戦～（平成 31 (2019) 年 3 月）」等を作成し、県民や事業者に対し広報活動や啓発活動、その他気候変動適応の重要性に対する理解を深めるための活動を展開しています。
本県における気候変動適応の取組を一層促進するため、国による広報や啓発等の活動を充実させるとともに、地域の実情に応じて国と連携した活動が実施できるよう技術的・財政的な支援措置が必要です。

事務担当 環境生活部地球温暖化対策課
関係法令等 気候変動適応法

32 海岸漂着物対策の推進

(環境省)

【提言・提案項目】 制度・予算

海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進するため、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）に係る予算を十分に確保するとともに、広域的な連携の取組に対しては財政的支援を拡充（補助率の嵩上げなど）し、また、当該補助金に係る地方負担については、引き続き地方交付税措置を講じるなど、地方自治体の負担軽減に努めること。さらに、マイクロプラスチックなどの海洋プラスチック対策について、プラスチック資源循環戦略に基づき、陸域での3Rと適正処理の取組を一層進めること。

《現状・課題等》

- 伊勢湾流域圏の東海三県一市（三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市）では、連携して海岸漂着物の問題に取り組んでおり、三県一市の「海岸漂着物対策検討会」として発生抑制のための普及啓発や対策の推進に係る国への提言等を実施してきました。三県の環境活動団体が、自らの活動エリアを越えて伊勢湾の海岸漂着物問題を考え、行動する取組も進められています。
また、国が平成30（2018）年度から3か年かけて実施する「海洋ごみ削減のための複数自治体等連携による発生抑制対策等モデル事業」においては、三重県、岐阜県および愛知県は、複数県でのモデル地域として唯一選定され、共同で参画したところであり、これらの広域的な連携の取組を促進していくためには、連携する自治体に対して補助率を嵩上げするなど、財政支援の拡充が必要です。
- 平成26（2014）年度補正予算からは、国において「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」が措置され、漂流ごみ、海底ごみの回収処理に係る経費が補助対象となり、海岸管理者等が継続して海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進することが可能となりましたが、一部地方負担が必要となりました。
国の令和元（2019）年度本事業に係る予算（平成30（2018）年度補正、令和元（2019）年度当初の合計）は35億円が確保されています。現行制度が定着し、当該補助金を活用した事業について海岸管理部局や市町の取組意欲が高まっており、今後も継続的な取組を行っていく必要があります。これらの事業を円滑かつ確実に実施し海岸漂着物対策を推進するためには、国補助金を当初予算で計上するなど、安定的かつ十分な予算の確保が望まれます。また、海岸漂着物の問題は県域を越えて生ずる問題であり、被害を受けている自治体に負担が偏ることのないよう、地方交付税措置を講じるなど地方自治体負担の軽減が必要です。
- 使用済プラスチックについては、これまで各種リサイクル法等に基づき3Rと適正処理が進められていますが、今般の海洋プラスチック汚染に対して的確な取組が求められていることから、プラスチック資源循環戦略に基づき、陸域でのプラスチック対策の一層の推進に向けて更なる3Rと適正処理の施策を講じる必要があります。

事務担当 環境生活部大気・水環境課、環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

関係法令等 海岸漂着物処理推進法、プラスチック資源循環戦略

33 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

【提言・提案項目】 制度・予算

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、現在の東京・名古屋間の工事等を検証し、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。
- 2 新大阪駅におけるリニア整備事業と北陸新幹線整備事業等との連携を密にし、効率的に環境アセスメントなどの事前準備を進めて早期のリニア全線開業につなげること。
- 3 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

《現状・課題等》

- 1 リニア中央新幹線の一日も早い全線開業のためには、まずは、東京・名古屋間について着実に事業を進め、早期整備を図るのはもちろんのこと、その後の名古屋・大阪間についてもルートと駅位置を速やかに確定して事業に着手するとともに、効率的に工事等を進めて円滑な開業につなげていくことが重要と考えており、奈良県、大阪府とも連携してJR東海への働きかけを進めているところです。
国においても、「骨太の方針 2018」において「建設主体が全線の駅・ルートの公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携、協力を行う。」との方針を示しており、沿線自治体等とも連携してこれら取組を進め、公表の早期実現を図る必要があります。
また、現在の東京・名古屋間の建設工事等を検証し、例えば大深度地下使用等に関する手続きの円滑化など、リニア中央新幹線の工期短縮に資する方策を講じるための体制を関係省庁で構築し、リニア整備事業を担う事業者や地方自治体を支援することが必要です。
- 2 リニア中央新幹線の早期全線開業の鍵を握る新大阪駅事業について、「骨太の方針 2018」において“新大阪駅におけるリニア中央新幹線と北陸新幹線等との結節機能の強化などによる新幹線ネットワークの充実を図る”方針が示されたこと、また、将来の新大阪駅整備に向けた構想の検討が始まったことなどをふまえ、リニア中央新幹線と北陸新幹線の環境アセスメントの実施時期を合わせて相互連携を図るなど、新大阪駅関連事業を効率化し、整備効果を高めるための事業者間調整を急ぐ必要があります。
- 3 リニア中央新幹線の全線開業により、東京圏、中部圏、関西圏の3大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、リニア沿線となる本県においても集客交流、産業振興などによる魅力ある地域づくりが進むという波及効果が期待されることから、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置の確定を見据え、早い段階からリニア中間駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります。
特に地方においては、リニア中間駅への在来線の接続や道路網の整備などによるリニア駅を核とした交通ネットワーク網の整備と、駅周辺の開発や魅力あるまちづくりが重要な要素となることから、これらリニアインパクトを最大化させ、地方創生に資する取組への国の重点的な支援がルートおよび駅位置の確定と同時に得られるよう、早い段階から地方への有効な支援策を検討しておくことが必要です。

事務担当 地域連携部交通政策課
関係法令等 全国新幹線鉄道整備法等

34 中部国際空港への二本目滑走路整備による完全 24 時間化の早期実現に向けた支援強化

(国土交通省、観光庁)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

わが国の中枢機能をより大きく分担することとなるリニア中央新幹線開業後の中部圏の将来像を見据え、中部国際空港への二本目滑走路の整備による完全 24 時間化の早期実現に向けた検討を進めるとともに、主にインバウンド需要創出の観点から、空港の機能強化および利用促進につながる、二次交通等アクセス機能の充実・強化に向けた支援を拡充すること。

- 1 リニア開業後の中部圏の将来像を見据え、中部国際空港の機能強化に向けた検討に取り組むこと。
- 2 インバウンド需要の拡大に資する、空港および二次交通機能の強化やサービス拡大の取組への支援を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 中部国際空港は、平成 17 (2005) 年 2 月の開港以来、わが国の国際拠点空港として着実にその役割と責任を果たしてきており、平成 27 (2015) 年 8 月に閣議決定された国土形成計画においても、「中部国際空港については、現在は滑走路が 1 本であるが、需要動向をふまえ、完全 24 時間化を促進し、アジアのゲートウェイとして空港機能の充実を図る必要がある。(抜粋)」と明確に位置づけられています。同空港は平成 30 (2018) 年度には過去最高の旅客数を記録するなど、インバウンドをはじめとする航空旅客数が飛躍的に伸びており、令和 9 (2027) 年のリニア中央新幹線の東京・名古屋間先行開業とその後の全線開業により、この流れはさらに加速することが見込まれています。リニア開業を機に、中部圏はわが国の中枢機能をより大きく分担することとなり、中部国際空港は、首都圏から関西圏に及ぶ巨大都市圏の国際ゲートウェイとしてより大きな役割を担うこととなるため、引き続き需要拡大に官民連携して取り組み、国際拠点空港の世界標準である完全 24 時間化に向けた二本目滑走路の早期整備を図る必要があります。
- 2 政府は訪日外国人旅行者数を 2020 年までに 4,000 万人に、2030 年までに 6,000 万人にする目標を掲げています。中部国際空港は中部圏の国際ゲートウェイとしてこの目標の達成に貢献していく必要があります。そのためには令和元 (2019) 年上期に新たに開業予定の LCC ターミナルへの CIQ 施設の整備、審査体制の強化などをはじめとする、空港のさらなる機能強化と利便性の向上に向けた支援が必要です。
また、本県においても訪日外国人誘致を重要施策と位置づける中で、交通政策の観点からもインバウンドの増加を図る取組を重点的に進めているところであり、その鍵となる FIT (外国からの個人旅行者) の地方の観光スポット等への訪問や周遊を容易にするための二次交通機能の充実・強化が課題となっています。このため、二次交通におけるインバウンド向け路線の開設や増便、予約システムの開発、広域周遊バスの試行導入など、定着までに一定の期間を要するインバウンド対策について、交通事業者等の初期投資の軽減を図り、導入を促進するため、現行のインバウンド補助金の対象事業の拡充や予算の増額を図るなどの支援措置が必要です。

事務担当 地域連携部交通政策課
関係法令等 空港法

35 地籍調査の推進

(国土交通省)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

- 1 地籍調査のさらなる推進を図るため、「国土調査のあり方に関する検討小委員会」で議論が進められている効率的な手法等、実効性の高い方策を早期に導入すること。
- 2 国土調査法第19条5項指定申請が推進されるよう、同指定申請を行うための補助制度である地籍整備推進調査費補助金の地域要件の撤廃や、同指定申請に係る市町や県が負担する経費を特別交付税措置の対象とすること。
- 3 地籍調査に取り組む市町村等を支援するため、国が実施している「研修」や「地籍アドバイザー派遣」の拡充を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 本県においては、県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、大規模地震の発生に伴う被害が危惧されている中、地籍調査の進捗率は全国平均の52%（平成29（2017）年度末）を大きく下回る10%であり、より一層推進する必要があることから、財政状況が厳しい中においても、効率的な事業執行により地籍調査が推進されるよう、測量作業等への新技術の導入促進や一筆地調査の効率化等、実効性の高い方策を早期に講じることが必要となっています。
- 2 効率的な地籍整備の推進が図られるよう、国土調査法第19条5項指定申請の積極的な活用に向け、関係各所への働きかけを行っているところです。さらに今後、同指定申請を着実に推進していくためには、地籍整備推進調査費補助金の地域要件の撤廃や、同指定申請に係る市町や県が負担する経費について、地籍調査費負担金と同様に特別交付税措置の対象とすることが必要です。
- 3 令和2（2020）年度以降の次期十箇年計画の策定・執行を見据え、現在、国が実施している地籍調査に取り組む市町村等の職員に向けた各種「研修」について、受入人数の拡大や、実施回数の増加などが必要となっています。
また、地籍調査の実施、または着手準備時の市町村等の職員への助言・指導や、講習会での講師など、さまざまな場面で活用されている「地籍アドバイザー派遣」が、年度を通じて利用できるよう、さらなる充実が必要となっています。

事務担当 地域連携部水資源・地域プロジェクト課
関係法令等 国土調査法、国土調査促進特別措置法

36 社会インフラとしての地域鉄道の確保・支援の拡充

(国土交通省、総務省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

地域鉄道の公有民営化および第三セクター化が急速に進む中、地域交通ネットワークの要として、社会インフラとしての重要な役割を担い、今後の超高齢化社会の中でさらにその必要性が高まる地域鉄道の存続を図るため、国の地域鉄道への評価および支援のあり方を見直して予算の拡充を図ること。

- 1 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」など鉄道車両の更新や整備、鉄道車両検査等鉄道設備修繕予算を拡充すること。
- 2 公有民営化および第三セクター方式により地域鉄道の維持を担っている地方自治体への新たな支援措置を講じること。

《現状・課題等》

1 近年、運転免許返納者の増加などにより公共交通の重要性が高まっています。こうした中、地域鉄道はバス交通を含む地域交通ネットワークの要となるなど、地域にとって必要不可欠な社会インフラとして重要な役割を担っています。このような地域鉄道の安全性の維持・向上を図るために、本県では、国の補助制度を活用し、沿線自治体とも協調して施設整備や車両定期検査を含む車両設備等への支援を行っていますが、車両定期検査を含む車両整備および鉄道施設の修繕費等に係る国の補助金予算が平成28(2016)年度以降大きく減額されており、昨年度においても厳しい査定がなされて鉄道事業者および関係する地方自治体の負担が増加しています。経営が厳しい地域鉄道事業者の計画的な車両更新や整備、施設修繕による安全な運行を支援するための予算を十分に確保・配分し、地域の交通基盤を維持することが必要です。

2 本県においては、第三セクター方式によるみなし上下分離となっている伊勢鉄道のほか、「鉄道事業再構築実施計画」の認定を受けて、平成27(2015)年4月には「四日市あすなろう鉄道」、平成29(2017)年4月には「伊賀鉄道」、そして平成30(2018)年1月には「養老鉄道」が公有民営方式に移行するなど、県内地域鉄道全7路線(養老、北勢、三岐、あすなろうく2路線)、伊勢、伊賀)のうち、5路線が公有民営または第三セクター方式での運行となっており、地域鉄道を取り巻く経営環境はここ数年で大きく変化しました。

地域鉄道は沿線に複数または大規模な高等学校等が立地しているなどの事情を抱え、地域にとって代替がきかない必要不可欠な交通手段であることから、鉄道の存続を図るため、過去のバス事業がそうであったように、沿線自治体が採算の合わない鉄道事業に参画せざるを得ないのが実情であり、このことで増加する鉄道施設および車両の維持・管理等に係る経費の負担が、沿線市町村や県の財政負担を増大させています。

民間鉄道事業者の赤字路線からの撤退が相次ぐ現状に鑑み、地方の公共交通網を維持する上で必須の地域鉄道の維持・存続を図るため、これを保有・支援する地方自治体に対し、施設の維持管理や運営に関する補助などの新たな支援策を講じるとともに、特別交付税などの地方財政措置をバス事業と同等にするなどの支援措置を講じることが必要です。

事務担当 地域連携部交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付要綱

37 高齢者の交通事故対策やインバウンド対策など新たな観点でのバス交通の確保・拡充

(国土交通省、観光庁)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

「運転免許を返納する高齢者の受け皿を整える」、「自動運転バス等による新たな未来を築く」、「急増するFIT（外国からの個人旅行者）の移動ニーズに対応する」など、新たな観点から、バス交通の重要性や可能性を再評価し、地方の交通ネットワークの確保と将来の拡充に向けた多角的な措置を講ずること。

- 1 地方のバス交通ネットワークの維持・拡大のため、地域間幹線系統に加え、デマンド交通等のフィーダー系統に対する「地域公共交通確保維持改善事業」の予算拡充など支援強化を図ること。
- 2 自動運転バス等の開発、実証実験エリアの拡大など、路線バスへの自動運転早期導入に向けた取組を国主導で進めること。
- 3 訪日外国人に使いやすい地方バスにするための路線検索機能等の充実にに向けた支援策を講ずること。

《現状・課題等》

- 1 高齢者の自動車事故の急増が社会問題となる中、道路交通法が改正され、本県においても高齢者等の運転免許の返納が大きく進むなど、これまで主に運転免許を持たない高齢者や学生等を利用対象としてきたバス交通に新たなニーズが生まれてきています。
一方で、自家用車の普及などによる地方のバス路線の弱体化は著しく、路線や便数が大きく削減されるなど、運転免許を返納したくても、受け皿の公共交通網が脆弱で返納できないという地域がほとんどとなっており、この傾向は、少子高齢化が進む過疎地域において特に顕著です。
超高齢化社会の到来を見据え、高齢者の交通事故対策という新たな観点からも、地方にとって必要不可欠な移動手段であるバス交通の重要性を再認識して地方バス対策予算の拡充を図るとともに、過疎地域等の地域間幹線やコミュニティバス、デマンド交通等への国の補助率を嵩上げするなど、バス路線を取り巻く状況を勘案した支援措置を講ずることにより、地方の生命線であるバス交通ネットワークの維持・拡大を図ることが必要です。
- 2 地方のバス路線を維持する上で、直面している大きな課題が運転手の確保です。今後、運転手不足がバス路線の廃止、縮小の要因となることが懸念されていますが、運転手の確保は容易でないのが実情です。このため、自動運転バスの導入を希望するバス事業者がさまざまな路線で実証実験を行うための実験車両を十分に確保し、実験機会を提供するなど、自動運転路線バス等の実用化を国が主導し、積極的にバス事業者を支援する必要があります。
- 3 政府は訪日外国人旅行者数を2020年までに4,000万人に、2030年までに6,000万人にする目標を掲げており、本県においてもインバウンドの増加を重要施策と位置づけて、関連施策が相互連携する中で取組を進めています。
交通政策の側面からは、地方バスをFITの移動手段として活用することで、地域住民の利用だけでは維持が困難となりつつある地方バス路線の存続にもつなげたいと考えています。
しかしながら、コミュニティバスを含めた地方のバスは、運転本数が少なく、路線も複雑であるなど、外国人にとって利用困難な交通手段となっているのが現状です。このため、本県など地方が進めている路線検索機能の検索対象に地方バス路線を含める取組やバスロケーションシステムを導入し、外国人にも利用可能な仕組みとして定着させていくための支援策を国がコンテンツプロバイダー等の事業者と連携して講ずることが、FITの獲得を図る上で有効です。

事務担当 地域連携部交通政策課

関係法令等 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 など

38 諸外国との経済連携協定の進展をふまえた国内農業対策の実施

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 日米物品貿易協定（TAG）など諸外国との経済連携交渉については、国内農業に及ぼす影響に十分配慮しながら進めること。
- 2 農業の国際競争力を高めていくため、「産地パワーアップ事業」および「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」を継続し、十分な予算を確保すること。
- 3 水田農業の経営安定化に向け、稲・麦・大豆の優良種子の安定的な生産・供給が行われるよう、優良種子の生産に対する財政措置を継続すること。
- 4 水田農業の経営安定化に向け、主食用米の需要に応じた生産が円滑に進むよう、経営所得安定対策の維持・継続を図る予算を十分に確保し、安定的な制度とするとともに、米の需給調整に関する情報提供を引き続き行うこと。
- 5 スマート農業の推進に向けて、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」等により、農業生産現場におけるスマート農業の実装を積極的に支援するとともに、スマート農業技術を活用する担い手の育成に向け、農業改良普及センター等による指導の充実に必要な「協同農業普及事業交付金」の予算を十分に確保し、配分すること。
- 6 次世代を担う農業者となることを志向する者に交付される、農業次世代人材投資事業の予算を十分に確保し、配分すること。

《現状・課題等》

- 1 日米物品貿易協定（TAG）など諸外国との経済連携交渉については、農業に及ぼす影響に十分配慮する必要があります。
- 2 「産地パワーアップ事業」および「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」については、競争力強化対策として継続する必要があります。
- 3 本県では、主要農作物種子法廃止後も、生産者団体や流通事業者等で構成する米麦協会と連携して優良種子の生産・供給等に取り組んでいます。引き続き、県において優良種子の安定供給の確保に取り組んでいくためには、国による財政措置の継続が必要です。
- 4 全国的に主食用米の供給過剰が生じた場合、著しい米価下落が生じることが懸念されることから、経営所得安定対策の交付水準を維持するとともに、「水田活用の直接支払交付金」の永続性を担保することが必要です。また、都道府県単位での需要に応じた生産が適切に行われるよう、引き続き、国による関与が必要です。
- 5 スマート農業関連の機械・施設については、実用化が急速に進む一方で導入コストが高いことから、農業生産現場での円滑な実装を支援する上で「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」等の予算の充実が必要です。
また、担い手がスマート農業技術等を的確に導入していくためには、農業改良普及センターによる指導や農業大学校におけるカリキュラムの充実を図るなど、都道府県による支援体制の強化が必要です。
- 6 農業次世代人材投資資金については、予算を確保し、交付の要件を満たす希望者全てに対し交付される必要があります。

事務担当 農林水産部担い手支援課、農産園芸課、畜産課

関係法令等 総合的なTPP等関連政策大綱、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律、畜産経営の安定に関する法律

39 豚コレラに係る防疫対策の徹底実施

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 平成 30 (2018) 年 9 月以降の豚コレラの国内発生に係る感染拡大要因等を徹底究明し、感染拡大防止対策をより一層強化すること。また、海外からの家畜伝染病の侵入防止に向け、空港等での水際対策を徹底すること。
- 2 野生いのししの感染地域の拡大防止対策を強化するとともに、経口ワクチン散布については、その調査分析等の結果を速やかに情報共有すること。また、飼養豚へのワクチン使用については、感染の拡大状況や養豚関係者の心情などもふまえ、検討すること。
- 3 養豚農場等における飼養衛生管理基準の遵守徹底に向け、消毒資材の確保や防護柵等の設置など防疫対策の取組を継続的に支援できるよう、「消費・安全対策交付金」の予算を十分に確保すること。

《現状・課題等》

- 1 養豚農場等において、より効果的な感染防止対策をとるためには、豚コレラ発生例における感染経路や感染拡大要因等を徹底究明し、具体的な対策につなげていくことが重要となるとともに、これらの情報を発生府県以外にも速やかに周知し、万一の感染拡大に備える必要があります。また、海外からの病原ウイルスの侵入防止に向け、豚コレラやアフリカ豚コレラ発生国からの食品の不法持込み等を阻止するため、輸入検疫体制を早急に強化していく必要があります。
- 2 岐阜県および愛知県の一部地域で進められている野生いのししへの経口ワクチン散布については、ワクチンを接種した野生いのししの状態や分布状況等の調査分析を迅速に行い、本県を含む発生地域周辺県の関係者にも正確な情報を速やかに周知していく必要があります。また、飼育豚へのワクチン使用の検討については、専門的知見に基づくとともに、強い危機感や不安を持つ養豚関係者の心情にも十分配慮しながら進める必要があります。
- 3 豚コレラの感染拡大を防止するためには、地域の全ての養豚農場等が飼養衛生管理基準を遵守徹底することが重要です。農場等に出入りする人や車両の徹底した消毒、野生動物の侵入を防止する防護柵等の設置など、全ての養豚農場等が、ウイルスを農場内に侵入させないための防疫対策を継続して実施していけるよう支援していく必要があります。

事務担当 農林水産部畜産課
関係法令等 家畜伝染病予防法

40 農地中間管理事業および中山間地域等直接支払制度の円滑な推進

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 区画整理が完了した地域において、水管理や維持管理の省力化を図ることにより、担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農地中間管理機構関連農地整備事業について、用水路のパイプライン単独の整備を対象工種に追加すること。
- 2 見直される農地中間管理事業について、農用地利用集積計画による権利の設定や配分計画の認可等の簡素・簡便化された手続きが円滑に進むよう制度運用を行うとともに、認定農業者の広域認定などに係る都道府県経費の負担軽減を図ること。
- 3 農業の生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動を継続するため、中山間地域等直接支払交付金の遡及返還に係る1集落協定当たりの面積要件を廃止すること。

《現状・課題等》

- 1 平成29(2017)年5月に土地改良法が改正され、担い手への農地の集積・集約化の加速に向けて、農地中間管理機構関連農地整備事業が創設されたところですが、本事業の対象工種は、区画整理・農用地造成となっています。区画整理が完了した地域において、担い手への農地の集積・集約化をさらに推進するためには、農業者の大きな負担となっている水管理や維持管理労力を軽減する必要があります。このため、本事業においてパイプライン単独の整備も可能にする制度拡充が必要です。
- 2 農地中間管理事業の5年後見直しに伴い、農用地利用集積計画により一括して権利設定する場合の知事協議や配分計画認可の際の利害関係人への意見聴取等、新たに定められた手続きについて、都道府県や機構、市町村などの事務負担に配慮した運用をおこなう必要があります。また、農地利用集積円滑化事業との統合・一体化などによる機構の事務量の増加や認定農業者に係る広域での経営改善計画の認定など都道府県の新たな事務負担が生じることから、これらに係る都道府県の経費負担に対する支援が必要です。
- 3 本県では、多面的機能の維持や地域の活性化に繋がる農業の生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動を継続するため、中山間地域等直接支払制度の普及・拡大に取り組んでいるところです。しかし、流域の最上流など、1集落協定当たりの協定面積が小さい地域においては、耕作放棄地等が発生し、特定の場合を除いて一定面積(15ha)を下回ると協定面積全てが遡及返還となることから、面積要件の廃止が必要です。

事務担当 農林水産部担い手支援課、農業基盤整備課、農山漁村づくり課

関係法令等 土地改良法、農地中間管理事業の推進に関する法律、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱、農業経営基盤強化促進法、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、中山間地域等直接支払交付金実施要領

41 林業の成長産業化と新たな森林経営管理制度の円滑な運用に向けた支援

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 林業の成長産業化に向け、林業の基盤づくりや意欲と能力のある経営者の育成、搬出間伐の推進等の持続的林业確立対策、木材の加工流通施設や木造公共建築物の整備等による木材産業等競争力強化対策など、川上から川下に至る総合的な施策を進めるための予算を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 公共建築物をはじめ、民間の非住宅分野の中・大規模建築物など、今後さらなる木材需要の拡大が期待される木造建築物等の提案・設計等ができる人材の育成に向け、関係省庁との連携のもとで、大学等での木造建築に関する教育が充実されるよう支援を行うこと。
- 3 新たな森林経営管理制度の円滑な運用に向け、地方の林業労働力確保のための取組を強化すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、林業の成長産業化に向け、低コスト造林や一貫作業システムの推進など素材生産量の増大に向けた取組、高性能林業機械の導入や路網整備などの基盤整備、紀伊半島初となる合板工場への原木や木質バイオマス発電所へのチップ原料の安定供給体制の構築などの取組を一体的に進めています。日・EU 経済連携協定（EPA）などの発効によって、今後、より一層林業を取り巻く環境が厳しさを増すことが予想される中、新たな森林経営管理制度のもとで「意欲と能力のある経営者」を育成し、林業の競争力を強化することが重要であることから、こうした取組を継続的かつ安定的に進められるよう、川上から川下に至る総合的な支援策についての十分かつ安定的な予算の確保が必要です。
- 2 建築物の木造・木質化の推進に向けた建築基準法の改正や、森林環境譲与税の導入、民間企業における SDGs や ESG 投資への関心の高まりから、今後、公共建築物や民間の非住宅分野の中・大規模建築物などでの木材需要の拡大が期待されます。しかしながら、こうした木造建築物等の提案や設計ができる人材の不足が課題となっていることから、建築や材料等についての専門知識を学ぶ大学等の高等教育機関において、木造建築に関するさらなる教育の充実が必要です。
- 3 本県の林業就業者数は 1,016 人（平成 27（2015）年国勢調査）と、林業が盛況であった昭和 55（1980）年と比べて 1 / 4 にまで減少しています。新たな森林経営管理制度を円滑に運用するためには、森林整備を担う林業労働者の確保が必要であり、本県においても就業・就職フェアを独自に開催するなどの取組を進めていますが、新規就業者の確保は厳しい状況となっています。
このため、都市部に住む U ターンや移住の希望者等のさらなる地方での就業促進に向けて、都道府県等が情報発信する機会を増やすため、現在、国が実施している就職相談会の開催回数や開催地を増やすなど、地方の林業労働力確保のための取組を強化することが必要です。

事務担当 農林水産部森林・林業経営課

関係法令等 森林法、森林経営管理法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、林業労働力の確保の促進に関する法律

42 水産政策の改革をふまえた水産業の成長産業化に向けた支援

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 水産政策の改革を進めるにあたっては、漁業者および漁協系統等の意見を十分に聴き、水産業の成長産業化につながるよう取り組むとともに、資源管理の強化等において、漁業者および漁協系統に過度の負担がかからないような仕組みづくりを進めること。
また、新たな資源管理措置の導入に向けた操業・水揚げデータ等の収集体制の整備等については、漁協や県としっかりと連携して取り組むこと。
- 2 サンマおよびウナギ種苗の不漁原因究明と国際的な資源管理の強化に取り組むとともに、ウナギ種苗の生産技術開発を加速させ、養殖業者への種苗供給体制を構築すること。
- 3 水産物の輸出促進の障壁となっている放射性物質検査証明等に関し、輸出先国に対してその撤廃を働きかけること。
- 4 「漁業人材育成総合支援事業」において就業準備前の漁業体験等を支援するとともに、研修期間の延長など長期研修支援を拡充し、漁業への就業・定着を高めること。また、漁業への着業率が高い漁家子弟の漁業への就業促進に必要な要件を緩和すること。
- 5 優良なアコヤ母貝の安定生産を図るため、国が中心となって、日本固有の天然貝の系統を保存するための体制を構築すること。
- 6 豪雨により流出し海底に堆積した流木等を迅速に除去できるよう、緊急対応制度を創設すること。

《現状・課題等》

- 1 資源管理や海面利用制度などの水産業改革にあたっては、これまで漁場管理や資源管理の中核を担ってきた漁協系統等の役割を重視し、漁業者および漁協系統等の意見を十分に聴いた上で、水産業の成長産業化につながる取組を進める必要があります。また、今回の改革を円滑に進めていくため、TAC 制度の強化並びに IQ 制度の導入に係る漁獲報告の効率化や、海面利用に係るガイドラインの早期整備など、漁業者および漁協系統に過度の負担がかからないよう仕組みづくりを進めていく必要があります。さらに、新たな資源管理措置の導入に向けて国が進める、漁業者等から効率的に操業・水揚げデータ等を収集・活用して資源評価の高度化を図る体制整備については、県にとって重要な沿岸資源の資源評価・管理にも活用できるよう、漁協や県としっかりと連携して取り組んでいく必要があります。
- 2 本県のサンマは平成 30 (2018) 年漁期もほぼ漁獲されておらず、また、ウナギ種苗採捕量の直近 10 年間の平均値も、必要量の約 62%と低い水準となっており、特に、本年の採捕量は直近 10 年間の平均値のさらに約 77%と非常に少なくなっています。サンマやウナギ種苗については、本県漁業者のみで資源管理が完結しないことから、その不漁原因究明と国際的な資源管理の強化が必要となっています。とりわけ、ウナギ種苗については、生産技術開発を加速させ、ウナギ養殖業者への安定的な種苗供給が必要です。

- 3 本県からの水産物の輸入に際し、中国、韓国、インドネシア、コンゴの4国は放射性物質検査証明書を、レバノンには放射性物質検査結果報告書の添付を求めています。しかしながら、本県の水産物からこれまで東日本大震災起因の放射性物質は検出されておらず、この検査証明に係る手間と費用が事業者の負担として、輸出促進の障壁となっています。
- 4 地域の漁業や漁村生活を体感する宿泊をとまなう漁業体験等で得た経験は、就業希望者が漁業への就業を選択する上で、重要な選択要因となっています。また、気象や海象などに影響を受ける漁業において、新たな漁業就業者が確実に定着するには、漁業技術や経営を理解・実践する十分な研修等の期間が求められています。そのため、「漁業人材育成総合支援事業」において就業準備前の漁業体験等の支援の拡充や、研修期間の延長など長期研修支援の拡充が必要です。あわせて、漁家子弟の漁業への就業促進のため、次世代人材投資（準備型）事業において3親等以内の親族のもとで就業できるなどの要件の緩和も必要です。
- 5 国は「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」において、真珠の生産性および品質の向上の促進として、日本固有のアコヤ母貝安定生産の強化に資する取組を推進することとしています。そのため、国が中心となって、母貝を生産するための親貝となる日本固有の天然貝の系統を保存する体制を構築する必要があります。
- 6 現在、豪雨により流出し海底に堆積した流木を緊急に除去できる事業がないことから、環境の保全を目的とした環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業を活用して中長期的に対応している状況です。今後、一層の激甚化・大規模化が懸念される台風や集中豪雨等に備え、漂着流木と同様、海底に堆積した流木についても迅速に除去できる制度を創設する必要があります。

事務担当 農林水産部水産資源・経営課
関係法令等 漁業法等の一部を改正する等の法律、真珠の振興に関する法律